

製品安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	兼商マデック
製品コード	AK6203J
会社名	アグロ カネショウ株式会社
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂サステイスト7F
電話番号	03-5570-4711 (所沢事業所:04-2003-7006)
緊急時の電話番号	同上
FAX番号	03-5570-4708 (所沢事業所:04-2003-7302)
メールアドレス	toiawase@agrokanesho.co.jp
推奨用途及び使用上の制限	農薬(植物成長調整剤)

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分3
	自然発火性液体	区分外
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分5
	急性毒性(経皮)	区分外
	皮膚腐食性・刺激性	分類できない
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	分類できない
	皮膚感作性	区分外
	発がん性	区分2
	生殖毒性	区分1B
	特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)	区分1(呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓) 区分3(麻酔作用)
	特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)	区分1(呼吸器、神経系)
	環境に対する有害性	水生環境急性有害性
水生環境慢性有害性		区分2

※記載がないものは「分類対象外」または「分類できない」

ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険有害性情報

危険
 引火性液体および蒸気
 飲み込むと有害のおそれ
 発がんのおそれの疑い
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
 呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓の障害
 呼吸刺激を起こすおそれ、または眠気やめまいのおそれ
 長期にわたる、又は反復暴露による呼吸器、神経系の障害
 のおそれ
 水生生物に毒性
 長期的影響により水生生物に毒性

注意書き

【安全対策】

容器を密閉しておくこと。
 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙
 指定された個人用保護具を着用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
 火花を発生しない工具を使用すること。
 使用前に取扱説明書入手すること。
 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 指定された個人用保護具を着用すること。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 取り扱い後はよく手を洗うこと。
 ミスト／蒸気を吸入しないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 必要なとき以外は環境への放出は避けること。
【応急措置】
 皮膚に付着した場合、直ちに汚染された衣類を全て取り除くこと。皮膚を流水で洗うこと。
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
 暴露又は暴露の懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。
 暴露した場合、医師に連絡すること。
 気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。
 漏出物を回収すること。
【保管】
 涼しく、換気のよい場所で保管すること。
 施錠して保管すること。
【廃棄】
 内容物、容器を都道府県知事／市町村の規則に従って、適切に廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別
 成分及び含有量

混合物

[有効成分]

化学名又は一般名

2-メチル-4-クロロフェノキシ酪酸エチル
 (一般名 MCPBエチル)

分子式(分子量)

C₁₁H₁₃ClO₃

CAS番号:

10443-70-6

官報公示整理番号
 (化審法・安衛法)

化審法: -
 安衛法: -

濃度又は濃度範囲

20%

[その他成分1]

化学名又は一般名

キシレン(エチルベンゼン含有)

CAS番号:

キシレン 1330-20-7

エチルベンゼン 100-41-4

官報公示整理番号
 (化審法・安衛法)

化審法: キシレン 3-3
 エチルベンゼン 3-28

安衛法: キシレン 通知義務物質

エチルベンゼン 通知義務物質

濃度又は濃度範囲

70%

[その他成分2]

化学名又は一般名
濃度又は濃度範囲

界面活性剤
10%

4. 応急措置

吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、医師の診断、手当てを受けさせること。
皮膚に付着した場合	汚染された衣類を取り除き、石鹼と多量の水で洗い流すこと。皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けさせること。
目に入った場合	直ちに水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診断、手当てを受けさせること。
飲み込んだ場合	無理に吐かせないで直ちに医師の診断、手当てを受けさせること。

5. 火災時の措置

消火剤 使ってはならない消火剤 特有の危険有害性	水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類 棒状放水 火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法	危険でなければ火災区域から容器を移動する。
消火を行う者の保護	消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具 および緊急時措置	屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。 漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立入を禁止する。 作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照)を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、ミストや蒸気等を吸入しないようにする。 風上から作業し、風下の人を待避させる。
環境に対する注意事項	流出した製品が河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び浄化方法・機材	回収後の少量の残留分は土砂またはおがくず等に吸収させる。 漏出物を直接に河川や下水に流してはならない。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
	局所排気・全体換気	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
	注意事項 安全取扱い注意事項	みだりにエアロゾル、蒸気等が発生しないように取り扱う。 屋外または換気の良い場所で取り扱うこと。 蒸気等を吸入しないこと。 眼、皮膚、衣類に付けないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。
保管	保管条件	直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保管する。
	容器包装材料	施錠して保管すること。 データなし。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策	局所排気装置を設置すること。
------	----------------

管理濃度	キシレン 50ppm
許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標)	エチルベンゼン 設定されていない 日本産業衛生学会(2006年度版) キシレン 50ppm エチルベンゼン 50ppm ACGIH(2006年度版) キシレン 100ppm(TWA) エチルベンゼン 100ppm(TWA)
保護具 呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	適切な呼吸器保護具(保護マスク)を着用すること。 適切な保護手袋(不浸透性手袋)を着用すること。 適切な眼の保護具(ゴーグル型保護眼鏡)を着用すること。 適切な保護衣(耐薬品性エプロン等)を着用すること。
衛生対策	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态	形状	液体
	色	淡黄色
	pH	データなし
	臭い	キシレン臭
比重(密度)		データなし
引火点		28°C(キシレン)

10. 安定性及び反応性

安定性	通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性	通常の条件下では安定。
避けるべき条件	データなし
混触危険物質	データなし
危険有害な分解生成物	通常の条件下では生成しない。 加熱や燃焼により分解し、有害ガスを発生するおそれがある。

11. 有害性情報

急性毒性 経口	ラット経口LD50 4650 mg/kgに基づき、区分5とした。
経皮	ラット経皮LD50 >2000 mg/kgに基づき、区分外とした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	皮膚感作性: モルモットにおいて皮膚感作性がみられなかったことから、区分外とした。
発がん性	区分2に分類されるエチルベンゼンを1%以上含有するため、区分2とした。
生殖毒性	区分1Bに分類されるキシレンを0.3%以上含有するため、区分1Bとした。
特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)	区分1(呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓)及び区分3(麻酔作用)に分類されるキシレンを10%以上含有することから、同様の分類とした。
特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)	区分1(呼吸器、神経系)に分類されるキシレンを10%以上含有することから、区分1とした。

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性	コイ96時間LC50値15.4mg/L、ミジンコ48時間EC50値3.01mg/L、藻類72時間EC50値19.0mg/Lであったことから、区分2とした。
水生環境慢性有害性	慢性区分2に分類される成分を25%以上含有することから、区分2とした。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

汚染容器及び包装 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制 海上規制情報 IMOの規定に従う。
UNNo. 1993
Proper Shipping Name FLAMMABLE LIQUID, N.O.S
Class 3
Packaging group III
Marine Pollutant -

航空規制情報 ICAO/IATAの規定に従う。
UNNo. 1993
Proper Shipping Name FLAMMABLE LIQUID, N.O.S
Class 3
Packaging group III

国内規制 輸送に関する国内法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

特別安全対策 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
重量物を上積みしない。

15. 適用法令

農薬取締法 第23426号
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) 第一種指定化学物質
キシレン:1-80
エチルベンゼン:1-53

毒物及び劇物取締法 該当なし
消防法 危険物第4類第二石油類 非水溶性液体
労働安全衛生法 法第57条の2施行例第18条の2別表第9
通知対象物質 キシレン、エチルベンゼン

16. その他の情報

財団法人 日本中毒情報センター

散布作業中や散布後に異常を感じた場合は、直ちに医師の手当てを受けてください。
処置法などで不明なことは、医師から下記に電話してお尋ねください。

中毒110番	一般市民向け	医療機関専用有料電話 (1件につき2,000円)
大阪 (365日, 24時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
つくば (365日, 9~21時対応)	029-852-9999	029-851-9999

- 記載内容は現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。
- 注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合は、用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。
- 記載内容は情報提供であって、保証するものではありません。